

平成25年9月4日（水曜日）午前9時 開議

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（12名）

1 番	江 上 聖 司 君	2 番	中 村 ひとみ 君
3 番	安 田 功 君	4 番	角 田 寛 君
5 番	藤 墳 理 君	6 番	富 田 栄 次 君
7 番	吉 野 誠 君	8 番	木 村 千 秋 君
9 番	栗 田 利 朗 君	10 番	広 瀬 文 典 君
11 番	丹 羽 豊 次 君	12 番	小 林 敏 美 君
13 番	_____		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	中 川 満 也 君	副 町 長	若 山 隆 史 君
総 務 課 長	永 澤 幸 男 君	企画調整課長	早 野 博 文 君
税 務 課 長	中 村 桂 君	健康福祉課長	中 島 健 司 君
住 民 課 長	片 岡 兼 男 君	建 設 課 長	澤 島 精 次 君
産 業 課 長	栗 本 純 治 君	上下水道課長	高 木 一 幸 君
会計管理者兼 会 計 課 長	橋 本 芳 朗 君	消 防 主 任	小 谷 好 廣 君
教 育 長	渡 辺 眞 悟 君	学 校 教 育 課 長	桐 山 浩 治 君
生涯学習課長	竹 中 敏 明 君		

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	木 下 誠 司	書 記	青 木 隆 一
書 記	喜 多 村 裕 子		

4 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 報告第6号 平成24年度垂井町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程第3 議 第58号 専決処分の承認について

議 第59号 専決処分の承認について

議 第60号 専決処分の承認について

日程第4 議 第61号 平成24年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について

- 日程第 5 議第62号 垂井町子ども・子育て会議条例の制定について
- 議第63号 垂井町延滞金の割合等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議第64号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正について
- 議第65号 垂井町エコパークの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第66号 平成25年度垂井町一般会計補正予算（第3号）
- 議第67号 平成25年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第68号 平成25年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前 9 時 00 分 開会

議長（栗田利朗君） これより平成25年第 4 回垂井町議会定例会を開会します。

本日の会議に入るに先立ち、謹んで御報告申し上げます。

衣斐弘修君には去る 8 月 31 日逝去されました。まことに痛恨のきわみであります。

これにより本席において、衣斐弘修君のみたまに対して黙禱をささげたいと思います。

御起立をお願いします。

〔 黙 禱 〕

お直りください。黙禱を終わります。

御着席をお願いします。

これより本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から 20 日までの 17 日間といたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

異議なしと認めます。よって、会期は 17 日間と決定しました。

なお、会期中の会議予定は、お手元に通知いたしましたとおりでありますので、御了承願
いします。

本日の会議録署名議員には、会議規則第 106 条の規定により、1 番 江上聖司君、2 番 中
村ひとみを指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事
日程に入ります。

日程第 1 諸般の報告

議長（栗田利朗君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

閉会中に陳情等 6 件及び検査結果の報告がありました。印刷してお手元に配付いたしてあり
ますので、これをもって報告にかえ、諸般の報告を終わります。

日程第 2 報告第 6 号 平成 24 年度垂井町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議長（栗田利朗君） 日程第 2、報告第 6 号 平成 24 年度垂井町健全化判断比率及び資金不足
比率の報告についてを上程いたします。

朗読を省略し、報告についての説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔 町長 中川満也君登壇 〕

町長（中川満也君） おはようございます。

報告に入ります前に、まず今議長からお許しをいただきましたので、お悔やみの言葉を申し上げたいというふうに思います。

去る8月31日に急逝されました衣斐弘修議員の御冥福を心からお祈り申し上げたいと思います。

衣斐議員には、私が初めて町議会議員、町長として活躍する場をいただいた際に、折りに触れ、町議会の先人としてさまざまな御指導、御助言をいただいてまいりました。

余りにも早く余りにも急な御逝去に、まだ私自身の気持ちの整理がつかないところもございますが、衣斐議員の垂井町発展のための思いをしっかりと受けとめ、これからも町政発展の運営のために頑張っていきたいというふうに思います。

議員各位におかれましても、今まで以上に、よろしく御指導、御助言を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

それでは、報告に入らせていただきます。

報告第6号 平成24年度垂井町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを御説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の審査意見をつけて議会に報告するものであります。

細部につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。
議長（栗田利朗君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） ただいま町長のほうから提案がされました、報告第6号 平成24年度垂井町健全化判断比率及び資金不足比率につきましての補足説明をさせていただきます。

提案説明にもございましたように、地方自治体の財政が健全か否かを判断する指標でございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項に規定されました健全化判断比率及び同法第22条第1項に規定された資金不足比率を報告するものでございます。

また、一緒に配付されております別添資料でございますが、そちらのほうにその判断につけている健全度の計算式、あるいは及ぶ会計の範囲をそれぞれ資料としてお配りしてございますので、そちらのほうもあわせてお目通しをいただきたいと思います。

それでは、早速説明に入らせていただきますが、最初に健全化判断比率でございます。報告書にも出ておりますが、こちらの指標につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率につきまして、それぞれ対象となる会計につきましては、別添の資料のとおりでございますが、こちらのそれぞれ指標を求めるものでございますが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、それぞれ会計区分ごとの赤字の状況ですが、標準税率で算定をいたしました税収入と地方譲与税など税外収入と地方交付税を加えた額、いわゆる標準財政規模というところでございますが、そちらに対する比率でございますが、いずれの会計区分におきましても赤字でもないということから、指標としてあわせないとということからバー表

示をさせていただいております。

次に、実質公債費比率でございますが、こちらにつきましては、会計区分に示す会計におきます一般会計等から負担する元利償還金と、それから一般会計から特別会計等へ繰り出します額、並びに負担した経費の中で記載の償還に充てられたいいわゆる準元利償還金でございますが、こちらの額が標準財政規模に対してどれほどなのかという比率をあらわすものでございまして、こちらの数値につきましては、11.5%という数字が出ておりますが、こちらは3年間の平均をあらわしているものでございます。

こちらの数値でございますが、言いかえれば、それぞれ収入のうちでどれぐらいが借金の返済に充てられているかを示すものでございます。

続きまして、将来負担比率でございます。

それぞれ会計区分に示されております会計区分におきまして、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額の標準財政規模に対する比率でございまして、こちらにつきましても数値的には9.9でございます。

参考でございますが、表の右側に早期健全化基準並びに財政再生基準、それぞれ示させていただいておりますが、これにつきましては、当町の財政規模から算出したものでございます。いずれもこちらの数値を大きく下回っているということでございます。

次に、資金不足比率でございますが、垂井町の公営企業会計でございます水道事業会計、簡易水道特別会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計のそれぞれにおきまして、資金の不足が事業の規模に対してどの程度あるかを示す指標でございますが、いずれの会計におきましても資金不足が生じていないということから、バー表示とさせていただいております。

こういったことから、垂井町の財政の健全化の判断でございますけれども、今のところ垂井町の財政運営につきましては健全性が保たれているということでございますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

以上、私のほうからの補足説明とさせていただきます。

議長（栗田利朗君） これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

6番 富田栄次君。

〔6番 富田栄次君登壇〕

6番（富田栄次君） 実質公債費比率についてお尋ねします。

方向的にはまずい方向ではないということで、反対するものではありません。

先ほど、この計算式等るる御説明ありまして、その公式はよくわかるわけですが、昨年、平成23年度12.5でした。24年度11.5になりました要因について簡単に御説明いただければと思います。

それに関連して、繰出金、23年度どれだけで24年度どれだけだったのかということと、起債

制限比率がわかれば教えていただきたいと思います。

議長（栗田利朗君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） 富田議員の、昨年度12.5%から11.5%に削減になったという理由でございますが、既にお配りしてございます決算資料にもございますように、毎年の公債費につきましては年々減少しているところでございます。

特に23年度から24年度につきましては、単年度で申し上げますと、この実質公債費比率でございますが、9.4でございます。その9.4でございますが、11.5%になった理由でございますが、この3年間でございます。平成22年度が12.7、平成23年度が12.3、平成24年度が9.4でございます。その平均をとりまして11.5でございます。

ちなみに平成24年度でございますが、9.4という極めて低い数字になっておるわけでございますが、こちらの主な理由につきましては、クリーンセンターの償還金が完了いたしまして、そちらの影響が非常に大きいというものでございます。

それと、富田議員御指摘の実質公債費比率の中で、他会計へ繰り出した分の合計と申しますか、その償還に充てられた額でございますが、こちらにつきましては、準元利償還金と申し上げまして、それぞれ公営企業あるいは一部事務組合、そちらのほうで償還金に充てられた額でございますが、3億9,532万7,000円でございます。

起債制限比率につきましては、ちょっと今のところ、資料を持ち合わせておりませんが、後ほどまた報告させていただきます。

議長（栗田利朗君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これをもって報告を終わります。

日程第3 議第58号 専決処分の承認について

議第59号 専決処分の承認について

議第60号 専決処分の承認について

議長（栗田利朗君） 日程第3、議第58号 専決処分の承認についてから議第60号 専決処分の承認について一括議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） それでは、議第58号から議第60号までの専決処分の承認につきましては関連した事故でございますので、一括して提案理由を御説明申し上げます。

平成25年5月26日正午ごろ、垂井町字追分2289番28地先、町道垂井162号線付近において消火活動中の町有消防ポンプ自動車のホースの一部が破損し、水圧により制御不能となったホースが相手方所有物を破損させたものであります。

議第58号につきましては、住宅外壁及びカーポート、議第59号につきましては、カーポートに駐車中の自動車、議第60号につきましては、ケーブルテレビの引き込み線がそれぞれ破損した対象物でございます。

この事故につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、それぞれ相手方と和解及び損害補償の額を定めることについて、平成25年8月19日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものであります。

細部につきましては、消防主任に補足説明をさせますので、十分御審議の上御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（栗田利朗君） 消防主任 小谷好廣君。

〔消防主任 小谷好廣君登壇〕

消防主任（小谷好廣君） 議第58号から60号までの専決処分の承認につきまして、一括して補足説明をさせていただきます。

まず、事故の発生状況でございますが、去る平成25年5月26日午前11時30分に発生した垂井町東2の1地内の建物火災において、消火活動のため垂井郵便局北側の町道162号線の消火栓に垂井町消防団垂井分団のポンプ車が水利部署し、放水中に消防ホースが5センチほど裂け、水圧によりホースが砂利を飛ばしながら舞い上がり、ケーブルテレビの引き込み線に巻きつき、また相手方の住宅の外壁、カーポート及び駐車中の車両を破損させた事故でございます。

相手方の損害額でございますが、カーポート及び住宅の外壁が32万5,290円、車両が22万4,523円、引き込み線2万4,150円で、過失割合と損害賠償額につきましては、事故発生状況に基づき双方協議の結果、当方が100%として相手方損害額に対し全額を支払うため、去る8月19日になりますけれども、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分をさせていただきました。本議会に報告し、承認を求めるものでございます。

幸いにも人身事故には至らなかったわけではございますけれども、今後はこのような事故防止のため、ポンプ運用など一層の指導に努めてまいります。

議長（栗田利朗君） これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

6番 富田栄次君。

〔6番 富田栄次君登壇〕

6番（富田栄次君） この日は、私も現場にいたもので、消防活動された方に大変な御努力でやっていたとということで、起きたことに対する責任等を問うものではありませんが、一つお尋ねしたいのは、今言われたことが消防ホースの一部破損ということで、これは確認の

意味ですが、例えば何か装着ミスとか不注意とか不手際とかということではなく、その物品自体の不良によって発生したのかということを確認したいということ、先ほど幸いにして人身事故にならなくてと言われたんですが、人身事故であれば大変なことになるということで、責任の所在も非常に大きなものになると思うんですが、そういうことも含めて、それと、このホース自体が何年ぐらいのものを使用していたのか。何年といたしますか、どのぐらいの耐用でやっていたのかということも、今後の対応を尋ねたいと思います。

議長（栗田利朗君） 消防主任 小谷好廣君。

〔消防主任 小谷好廣君登壇〕

消防主任（小谷好廣君） 富田議員の質問にお答えをさせていただきます。

今回事故のあったホースについては、平成23年に購入したホースで比較的新しいものがございます。

事故後、ホースの破損状況を調査に出しましたが、調査結果は外部からの衝撃、鋭利なものが深く刺さるに加え、引きずり等により破損したという調査報告を受けておりますが、今回破損したホースはポンプ側から4目でありましたが、ブロックの角あたりで破損をしており、今回の事故の原因は、ホース延長時にブロックの角にこすれて破損した事故と推察をされます。

また、消防団は毎月、消防自動車の積載品等の点検も実施しております。消防ホースについては、目視による点検を実施し、傷などがあるものについては使用しないようにしておりますし、またホースカーに積載するホースについては、圧力の高い元ポンプ側にはできるだけ新しいものを使用するように指導をしております。

先ほども申し上げましたが、今後このような事故防止のためには、なお一層消防団員のポンプ運用の指導に努めてまいりたいと思いますので、御理解賜りますようお願いをいたします。

議長（栗田利朗君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決は一括して行います。

お諮りいたします。

議題58号から議第60号までの各案は、これをいずれも承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、各案はいずれも承認されました。

しばらく休憩いたします。

午前 9 時25分 休憩

午前 9 時40分 再開

議長（栗田利朗君） 再開いたします。

総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） 先ほどの、富田議員の起債制限比率について答弁させていただきたいと思いますが、起債制限比率につきましては、現在のところ総務省から求められておりませんし、現在数値として出しておりません。出すことはちょっと不可能でございますので、そういった経緯でございます。

そういったことでございますので、御理解いただきたいと思います。

日程第 4 議第61号 平成24年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について

議長（栗田利朗君） 日程第 4、議第61号 平成24年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 議第61号 平成24年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について、提案理由を御説明申し上げます。

地方自治法第233条第 3 項の規定により、平成24年度垂井町一般会計及び特別会計歳入歳出決算を、監査委員の審査意見をつけて議会の認定に付するものであります。

十分御審議の上、認定賜りますようお願いを申し上げます。

議長（栗田利朗君） これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

6 番 富田栄次君。

〔 6 番 富田栄次君登壇〕

6 番（富田栄次君） 決算委員会をされますので、大きなことだけお尋ねします。

経常収支比率につきましては、7 ページに弾力性を示す指標ということで、経常収支比率 83.1%、23年度に比べて2.6ポイント上昇しております。これは、これまで3年間連続して下がってきておったわけですが、上昇に転じたその理由をお尋ねいたします。

議長（栗田利朗君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） 富田議員の経常収支比率の上昇した理由でございますが、御存じのように経常収支比率といえますのは、いわゆる経常一般財源でございますが、こちらが人件費、

扶助費、公債費、物件費等にどれだけ充当したかをあらわす比率でございます。

こちらにつきまして、9ページをごらんになっていただきたいと思います。こちら9ページの中で経常一般財源の収支ということで記載されておりますが、この支出の中でございますけれども、維持補修費、それから扶助費でございますが、それぞれ昨年度と比べまして5.4%、6.7%増加しておるわけでございますが、こちらにつきましては、それぞれ維持補修費につきましては、やはり施設の老朽化に伴います維持補修費の経費、それから扶助費等につきましては、子ども手当・児童手当、そちらのほうの経費、それから福祉医療等の扶助費が増額となったものというふうに財政当局では分析しておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

議長（栗田利朗君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第61号 平成24年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定については、9人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は9人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会には、地方自治法第98条第1項の権限を委任することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、決算審査特別委員会には、地方自治法第98条第1項の権限を委任することに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、垂井町議会委員会条例第6条第4項の規定により、江上聖司君、中村ひとみ君、安田功君、角田寛君、富田栄次君、吉野誠君、木村千秋君、広瀬文典君、小林敏美君、以上の9名を指名いたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました9人の諸君を決算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

しばらく休憩いたします。

午前9時46分 休憩

議長（栗田利朗君） 再開いたします。

休憩中に決算審査特別委員会が開かれ、委員長に広瀬文典君、副委員長に江上聖司君が互選されましたので、御報告いたしておきます。

- 日程第 5 議第 62 号 垂井町子ども・子育て会議条例の制定について
議第 63 号 垂井町延滞金の割合等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
議第 64 号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正について
議第 65 号 垂井町エコパークの設置及び管理に関する条例の一部改正について
議第 66 号 平成 25 年度垂井町一般会計補正予算（第 3 号）
議第 67 号 平成 25 年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
議第 68 号 平成 25 年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

議長（栗田利朗君） 日程第 5、議第 62 号 垂井町子ども・子育て会議条例の制定についてから議第 68 号 平成 25 年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）までを一括議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） それでは、議第 62 号から 68 号までを一括して提案理由を御説明申し上げます。

議第 62 号 垂井町子ども・子育て会議条例の制定につきましては、子ども・子育て支援法の公布に伴い、同法 77 条に規定する町村に設置する子ども・子育て会議に関し、必要な事項を定めるため制定するものであります。

議第 63 号 垂井町延滞金の割合等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、平成 25 年度税制改正に伴い、地方税の延滞金・還付加算金の割合について見直しが行われたことにより、これに準じて同様の見直しをするため関係する条例の改正を行うものであります。

議第 64 号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、町民税の公的年金等からの特別徴収等について所要の改正を行うものであります。

議第 65 号 垂井町エコパークの設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、垂井町エコパークに多目的広場を設置することに伴い、管理運営等に関し必要な事項を定めるため所要の改正を行うものであります。

議第 66 号 平成 25 年度垂井町一般会計補正予算（第 3 号）につきましては、今回の補正は、

1億2,099万8,000円を追加し、予算総額を81億4,249万5,000円とするものであります。

補正いたしますものは、職員の人事異動及び給与費削減に伴います人件費を補正するほか、総務費では、自動車損害賠償金に係ります補償・補填及び賠償金と、税の還付金に係ります償還金、利子及び割引料の増額措置をいたしました。

民生費では、福祉医療費の過年度分県返還金に係ります償還金、利子及び割引料と補装具交付等事業に係ります扶助費、ひとり暮らし老人等緊急通報装置設置事業の備品購入費を増額いたしますほか、保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金を増額措置いたしました。

労働費では、勤労青少年ホームの受電設備に係ります修繕料の増額措置をいたしました。

農林水産業費では、有害鳥獣捕獲事業の需用費及び委託料、県土地改良事業団体連合会負担金と競争力強化生産総合対策事業費補助金に係ります負担金、補助及び交付金の増額措置をいたしました。

商工費では、離山周辺開発事業基本計画策定等業務に係ります委託料と住宅リフォーム促進事業補助金の増額措置をいたしました。

土木費では、道路整備事業、橋梁維持補修、河川等普通建設事業に係ります委託料、工事請負費、備品購入費、補償金を増額したほか、街路事業に係ります委託料を増額措置いたしました。

消防費では、表佐分団消防自動車の払い下げに伴います財源更正の措置を行いました。

教育費では、小・中学校義務教育教材備品購入費と過年度の国県支出金返還金に係ります償還金、利子及び割引料、東海大会及び全国大会出場補助金に係ります負担金、補助及び交付金の増額措置をいたしました。

さらに、社会教育費で、各地区公民館の修繕料と備品購入費、また中央公民館、東公民館及び文化会館において実施いたします外壁タイル打診調査業務の委託料を増額措置いたしました。

保健体育費では、全国大会等出場に係ります負担金、補助及び交付金と、北部グラウンドトイレに係ります修繕料の増額措置をいたしました。

財源につきましては、国県支出金、財産収入、繰越金により収支の均衡を図った次第であります。

続きまして、議第67号 平成25年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、今回の補正は、814万1,000円を追加し、予算総額を30億6,514万1,000円とするものであります。

補正いたしますものは、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金及び各事務費に不足が生じる見込みのため、負担金、補助及び交付金の増額措置を行いました。

また、過年度分医療費の精算に伴う返還金が生じたので、償還金、利子及び割引料の増額措置をいたしました。

財源につきましては、繰越金により収支の均衡を図った次第であります。

最後に、議第68号 平成25年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につつま

しては、今回の補正は、17万9,000円を追加し、予算総額を2億8,717万9,000円とするものであります。

補正いたしますものは、後期高齢者医療広域連合納付金の保険事業負担金に不足が生じる見込みのため、負担金、補助及び交付金の増額措置を行いました。

財源につきましては、繰越金により収支の均衡を図った次第であります。

細部につきましては、それぞれ担当課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（栗田利朗君） 健康福祉課長 中島健司君。

〔健康福祉課長 中島健司君登壇〕

健康福祉課長（中島健司君） では、私のほうからは、議第62号 垂井町子ども・子育て会議条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

本条例案は、子ども・子育て支援法の制定を踏まえ、垂井町子ども・子育て会議の設置に当たり、条例の制定を行うものでございます。

では、条例の内容でございます。条文ごとに説明をさせていただきます。

まず、第1条設置でございます。

平成24年8月に社会保障と税の一体改革とあわせ、子ども・子育て支援法など関連3法が成立し、新たな子ども・子育て新制度が創設されました。新制度では、全ての子ども・子育て家庭の実状を踏まえて、しっかりと計画を立て、事業を進めることが求められております。

子ども・子育て支援法では、市町村は子ども・子育て支援に関する政策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項等を調査・審議するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めることとされております。これを受けまして、垂井町子ども・子育て会議を置くものでございます。

次に、第2条の組織でございますが、委員は12人以内で組織し、委員は、子供の保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、学識経験のある者、その他町長が適当と認める者としております。

3条で任期を定めております。2年でございます。

第4条で会長及び副会長を置くことについて、第5条で会議について、第6条で調査及び審査のために必要な場合は関係者等の出席を求めることができること、第7条で庶務について、第8条で会議の運営を定めております。

次に、附則でございますが、附則の第1項で、本条例の施行日は平成25年10月1日からいたします。第2項で、垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部の改正を行うこととしております。第1条に、67号として子ども・子育て会議委員を加え、別表に64号、子ども・子育て会議委員、日額4,200円を加えるものでございます。

以上でございます。よろしく御審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

議長（栗田利朗君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） それでは私のほうから、議第63号 垂井町延滞金の割合等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきまして、補足説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、平成25年度の税制改正に伴いまして、地方税の延滞金、還付加算金の割合につきましての見直しが行われたわけでございます。

これに準じまして、同様の見直しを行うため関係する条例でございますが、第1条では町税以外の諸納付金の督促手数料、延滞金徴収並びに滞納処分執行条例を、第2条につきましては、垂井町介護保険条例、第3条につきましては、垂井町下水道条例、第4条におきましては、垂井都市計画下水道事業受益者負担に関する条例、及び第5条につきましては、垂井町後期高齢者医療に関する条例のそれぞれ一部を改正するものでございますが、全て関連がございまして、関係課に及ぶわけでございますが、私のほうで一括して補足説明をさせていただきます。

それでは、条文について説明させていただきますが、第1条でございます。

こちらにつきましては、町税以外の諸納付金の督促手数料、延滞金徴収並びに督促処分執行条例の一部改正でございますが、内容的には題名を「垂井町税外収入金の督促延滞金及び滞納処分に関する条例」に改めさせていただくものでございます。

この5条につきまして、題名を改めることによりまして、文言の整理と、それから条文に見出しをつけさせていただきまして、同条を第6条とするものでございます。

従来の延滞金の額を定めております第4条でございますが、地方税法の改正と整合性を図るために、新たに延滞金の額の規定を第5条としてつけ加えるものでございます。今の第4条に次の1条を加えることということでございますが、第5条といたしまして、第1項では、延滞金の額につきましては、納付すべき金額の年14.6%、括弧書きでございますが、納付期限の翌日から1カ月経過するまでの期間については、年7.3%の割合を乗じて計算する旨の規定と端数調整についての規定を設けるものでございます。

次に、第2項につきましては、うるう年についての規定、それから第3項につきましては、延滞金の減免についての規定を設けたところでございます。

ちょっと、大変おくれて申しわけございませんが、別にお配りしてございます条例の新旧対照表もあわせてごらんになっていただけるとよろしいかと思っております。非常に内容が、単純ではあるんですけども、複雑になっておりますので、そちらのほうも参考にお目通しいただきたいと存じます。

次に、従前におきまして、延滞金の額を規定してございました第4条、先ほど申しましたように、こちらを削除させていただきまして、第1条から第3条までについて題名を改めたことによりまして文言を整理いたしました。なお、それぞれ1条ずつ繰り下げをさせていただきまして、議案の次のページでございますが、第1条に趣旨の規定を追加し、なおかつ第7条に委任の規定を追加するものでございます。

次に、附則でございます。

従来の附則につきましては、第1項といたしまして、それぞれ施行期日等の見出しをつけさせていただきたくでございます。

次に、第2項でございます。こちらから今回改正の延滞金の特例に関する規定でございます。第2項として、新たに延滞金の割合の特例に関する規定を追加させていただきたくでございます。

規定の内容といたしましては、租税特別措置法第93条第2項に規定によりまして告示された割合に年1%の割合を加算した割合のことを特例基準割合と申しますが、この特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、当分の間、現行年14.6%の割合を特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とするもので、納期限の翌日から1カ月を経過するまでの期間につきましては、現行年7.3%の割合を特例基準割合に年1%の割合を加算した割合とするものでございますが、具体的に申しますと、これはあくまでも参考でございますが、過去の例を参考として申し上げますと、特例基準割合、通常一般的には1%、2%のものでございますが、特例基準割合を2%とした場合、現行の14.6%の割合につきましては、9.3%の割合に、また現行7.3%の割合につきましては、年3%の割合になるものでございます。

参考までに申し上げますが、この特例措置につきましては、先ほど申しました租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合にも影響いたします。そういったことをひとつ御承知おきいただきたいと思います。

次に、第2条以下でございますが、垂井町介護保険条例一部改正から第5条の垂井町後期高齢者医療に関する条例の一部改正までにおけます延滞金の割合の特例についても、文言の整理等はございますけれども、内容につきましては同じ内容に改められるものでございます。

続きまして、第2条でございますが、垂井町介護保険条例の一部改正でございます。

本来、垂井町介護保険条例の本則第9条の規定におきまして、延滞金の割合の特例に関する部分について規定されておったわけでございますが、この特例の部分につきましては、統一的に附則に定めることとしておりますので、当該特例に関する部分を削除させていただきまして、附則に第6条として延滞金の割合の特例に関する規定を追加するものでございます。

内容につきましては、先ほど申しましたように、同じでございますので御承知おき願いたいと存じます。

続きまして、第3条でございます。

垂井町下水道条例の一部改正でございますが、こちら議案の3ページでございますが、附則第2項の規定におきまして、年14.6%の割合におきます特例措置という文言が附則の中に網羅されておりませんので、新たにこの年14.6%の割合における特例措置という文言を追加させていただきまして、あとの特例基準割合及び延滞金の割合の特例につきましては、先ほどと同様に改めるものでございます。

続きまして、第4条でございます。

垂井都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正でございますが、こちらにつき

ましては4ページでございます。こちらにつきましても同様の改正でございますが、附則第2項の規定におけます還付加算金にでございますが、こちらは次項に定めることといたすため、還付加算金に関する部分を削りまして、年14.5%の割合における特例措置を追加させていただきまして、特例基準割合及び延滞金の割合の特例について、同様にこちらも改めるものでございますが、次に、附則に第3項といたしまして、還付加算金の額の特例に関する規定を新たに追加するものでございまして、規定の内容といたしましては、特例基準割合が年3%の割合に満たない場合には、現行年7.3%の割合を特例基準割合とするものでございまして、こちらも参考といたしまして、特例基準割合を仮に2%といたした場合につきましては、現行年2.3%の割合は年2%の割合になるものでございます。そういった改正でございます。

続きまして、第5条でございます。

こちらにつきましては、5ページでございますが、垂井町後期高齢者医療に関する条例の一部改正でございます。

第6条第1項、これは本則でございますが、延滞金の割合の特例に関する部分についてでございますが、こちら先ほどの介護保険条例と同じでございますが、統一的に特例に関する部分については附則で規定することといたすため、当該特例に関する部分につきまして削除をさせていただきまして、第3項に減免規定を追加するものでございます。

附則に第4項といたしまして、延滞金の割合の特例に関する規定を追加するものでございますが、こちらにおきましても先ほど来申しましたように、特例の内容については同じものでございます。

次に、附則でございますが、第1項におきまして、施行期日を平成26年1月1日と定めるものでございます。

次に、6ページの附則でございますが、第2項及び第3項におきましては、延滞金及び還付加算金の経過措置といたしまして、平成26年1月1日以降の期間に対応するものについて適用いたすもので、同日前の期間に対応するものについては従前の例によるものでございます。

内容的に非常に複雑な文章表現になっておりますが、内容的には冒頭申しました統一的な延滞金の割合でございますので、よろしく御理解をいただきたいというふうに思います。

以上、私のほうからの補足説明とさせていただきます。

議長（栗田利朗君） 税務課長 中村桂君。

〔税務課長 中村桂君登壇〕

税務課長（中村 桂君） 私のほうからは、税務課の所管に係ります議第64号 垂井町税賦課徴収条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

あわせて、配付されております垂井町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の新旧対照表もごらんいただきたいと存じます。

地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されました。同法による改正のう

ち一部のものについて、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行令規則の一部を改正する省令が、平成25年6月12日にそれぞれ公布されました。それに伴い、条例の改正をお願いするものであります。

それでは、一部改正条例の説明に入らせていただきます。

初めに33条、所得割の課税標準について、地方税法の改正に伴う引用条項の整理であります。

次に、47条の2、公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収については、第1項第1号を削除し、納税義務者が市町村の区域外に転出した場合も特別徴収を継続することとする特別徴収対象年金所得者の除外規定の見直しをしたものであります。

次に、47条の5第1項、年金所得に係る仮特別徴収税額等については、年金所得に係る仮特別徴収額の年間の徴収額の平準化を図るため、算定方法を見直したものであります。

次に、附則第6条の7、寄附金税控除における特例控除額の特例については、上場株式に係る譲渡所得が新設され、引用条項を追加するものであります。

次に、附則第15条の3、上場株式等に係る配当所得に係る町民税の課税の特例について、上場株式等に係る配当所得に係る課税の特例に特定公社債の利子等の所得を追加することにより、所要の規定の整備によるものです。

次に、附則第18条、株式等に係る譲渡所得等に係る個人町民税の課税の特例株式等に係る譲渡所得等の分離課税を、一般株式等に係る譲渡所得と上場株式等に係る譲渡所得等に改組したことによる所要の規定を整備し、「株式等」を「一般株式等」に改めたものであります。

次に、附則第18条の2、上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人町民税の課税の特例については、株式に係る上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税が新設されたことに伴い、全文を改めるものであります。

次に、附則第18条の3から附則第18条の6まで削除とするものであります。

次に、附則第18条の1第2項については、前項の規定の適用がある場合について準用するに伴い、「株式等」の文言を「一般株式等」にそれぞれの号の文言を改めるものであります。

次に、附則第18条の7につきましては、引用条項の整理を、附則第18条の8及び附則第18条の9につきましては削除とするものであります。

次に、附則第18条の10第5項第3号の規定に利子所得を追加するものであります。

続きまして、改正附則の補足説明に入らせていただきます。

1条の施行期日につきましては、公布の日から施行するものであります。ただし、第1号につきましては、平成28年1月1日から、第2号につきましては、平成28年10月1日から、第3号につきましては、平成29年1月1日から施行するものであります。

第2条第1項では、町民税に関する経過措置として、平成28年1月1日以前に発行された旧租税特別措置法第41条の12第7項に規定する割引債について、支払いを受けるべき同条7項に規定する償還差益に対し課する個人の町民税につきましては、なお従前の例による旨を規定しております。

第2項では、垂井町税賦課徴収条例改正後の第47条の2及び47条の5の規定は、平成28年10月1日以後の地方税法第317条の2第1項に規定する公的年金に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収につきましては、なお従前の例による旨を定めております。

第3項では、新条例附則第6条の7、15条の3、第18条から18条の10の規定については、平成29年度以後、次に附則18条の1第2項については、前項の規定の適用がある場合について準用するに伴い、株式等の文言を一般株式等にそれぞれの号の文言を改めるものであります。平成29年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成28年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による旨を規定しております。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますよう、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（栗田利朗君） 住民課長 片岡兼男君。

〔住民課長 片岡兼男君登壇〕

住民課長（片岡兼男君） 私のほうからは、議第64号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正についてのうち住民課所管の国民健康保険税に関連する部分についてと、議第65号 垂井町エコパークの設置及び管理に関する条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

初めに、議第64号、垂井町税賦課徴収条例の国民健康保険税に関連する部分の改正ですが、今回の改正は、先ほど税務課長が補足説明をいたしました町税に係る改正と同じく、地方税法等の一部が改正されましたので、これに伴いまして、本条例の国民健康保険税に関連する部分の改正をお願いするものでございます。

改正の内容は、現行の株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等とそれ以外の株式等に区分されたことによりまして、上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例と一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に改組されました。あわせまして、公社債等の利子所得等が課税対象に追加されたことに伴います所要の条例改正でございます。

それでは条文に入らせていただきますが、3ページの中段下ぐらいからになります。それと、新旧対照表の28ページからもごらんいただきたいと思います。

まずは、附則第20条でございますが、特定公社債の利子等が課税の対象に追加されたことに伴います改正で、「配当所得」の文言を「配当所得等」にそれぞれ改めるものでございます。

次に、附則第23条ですが、一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に改組されたことに伴います改正で、「株式等」の文言を「一般株式等」にそれぞれ改めるものでございます。

次に、附則第24条ですが、上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に改組されたことに伴い新設されるもので、現行の条文を、上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税特例の条文に全文を改めるものでございます。

次に、現行附則第31条ですが、特定公社債の利子等が課税の対象に追加されたことに伴います改正で、「配当所得」の文言を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改めるもので、あわせ

て同条を第28条とするものです。

また、現行附則第25条、第26条、第28条、第33条をそれぞれ削除いたしまして、現行附則第27条、第29条、第30条、第32条をそれぞれ附則第25条、第26条、第27条、第29条に繰り上げるものです。

附則といたしまして、附則第3条で新条例の附則の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税に適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、従前の例によることとしております。

以上、議第64号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正についての補足説明とさせていただきます。

続きまして、議第65号 垂井町エコパークの設置及び管理に関する条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

この条例は、昨年度制定をしたものですが、エコドーム施設に関してのみ定めたものでございます。今回の改正は、現在工事をしております公園施設であります多目的広場の施設の設置及び管理について追加して定めるものでございます。今後、多目的広場の適正な管理を行うため条例の改正をお願いするものでございます。

それでは、条文に入らせていただきますが、新旧対照表の33ページからまごらんいただきたいと存じます。

まず初めに、エコパークの施設がエコドームと多目的広場の2つになりましたので、条文を章立ていたしました。章名は第1条から第4条が第1章総則、第5条から第11条が第2章エコドーム、第12条から第20条が第3章多目的広場、第21条が第4章雑則と章名を付しまして、目次とそれぞれ章名を加えたものでございます。

それでは条文の内容ですが、まず第1条の目的ですが、多目的広場の設置に伴いまして、施設の目的に地域の交流と健康増進を加えるものです。

次に、第3条の施設ですが、2つの施設で構成されることとなりますので、第1号でエコドーム、第2号で多目的広場と定めるものです。

第12条から第20条は多目的広場の管理等について新しく定めております。第12条は行為の禁止について、第13条では行為の制限について定め、一般の利用を妨げる行為をする場合は許可を得ることとしております。

第14条は行為の許可の取り消し等について、第15条では権利の譲渡等の禁止について定めています。

第16条では使用料について定め、使用料の額については別表で定めております。

第17条は使用料の納入等について、第18条では使用料の減免について、第19条は原状回復の義務について、そして第20条は損害賠償の義務についてそれぞれ定めております。

なお、現行第12条の委任につきましては、多目的広場に関する条文を加えましたので、第21条に繰り下げております。また、使用料の額を定めた別表は附則の次に加えております。附則

といたしまして、この条例は平成25年12月1日から施行することとしております。

以上、議第65号 垂井町エコパークの設置及び管理に関する条例の一部改正についての補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（栗田利朗君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） 続きまして、私のほうからは、議第66号 平成25年度垂井町一般会計補正予算（第3号）につきます補足説明をさせていただきます。

議案書をごらんいただきたいと存じますが、第1条でございますが、今回の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,099万8,000円を追加させていただきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億4,249万5,000円とするものでございます。

なお、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、第1表歳入歳出予算補正によることとしておりますので、こちらのほうはお目通しいただきたいと存じます。

では早速、詳細について説明をさせていただきます。

歳入歳出補正予算事項別明細により説明をさせていただきます。

初めに歳出でございます。8ページをごらんいただきたいと存じます。

款1 議会費、項1 議会費、目1 議会費でございます。節給料、職員手当等、共済費につきましては、それぞれ職員異動によるものでございますが、給与の削減部分でございますが、こちらは異動した職員が給与ベースの高い職員が配置となったことによりまして、減額はすることができないということでございます。

次に、款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費でございます。節2につきましては、職員の異動及び給与の削減によるものでございます。

次に、職員手当、共済費でございますが、それぞれ職員の異動によるものでございます。

次に、目10の諸費でございますが、節22の補償、補填及び賠償金でございます。自動車損害賠償金でございますが、先ほども報告並びに承認をいただきました事故の件でございますが、1件当たりの賠償金が高額であったこともございまして、昨年度より件数は極めて少ないわけでございますが、今後のために100万円を増額させていただくものでございます。

次に、同じく総務費、項2 徴税费、目1 税務総務費でございます。こちら節2につきましても給料でございますが、職員異動と給与削減によるものでござます。職員手当等につきましては、職員の異動によるものでございます。

次に、節23の償還金、利子及び割引料でございます。法人税等の過年度分の還付金でございますが、1,689万円を新たに追加補正するものでございます。

次に、款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費でございます。節23の償還金、利子及び割引料でございますが、こちらにつきましても、福祉医療費助成事業の補助金の県への返還金でございますが、1,362万7,000円の増額の補正をお願いするものでございます。

次に、目5の老人福祉費でございます。節18の備品購入費でございますが、48万8,000円の増額補正をお願いするものでございますが、こちらにつきましては、高齢者対策、主に独居老人等でございますが、緊急通報システムを設置しておるわけでございますが、都合によりまして撤去したものが老朽化によりまして再利用できないといった理由によりまして、新たに購入するものでございます。

次に、目11の障害者福祉費でございます。節20扶助費でございますが、障害者の方への補装具の交付事業でございます。7月までの見込みの中で、1件当たりの交付額が高額なものもあったわけでございますが、年間の見込み額を475万9,000円といたしまして、既決額328万8,000円に対しまして、147万1,000円の増額の補正をお願いするものでございます。

次に、同じく民生費、項2の児童福祉費、目2の児童福祉施設費でございます。こちら節、給料につきましては職員の異動及び給与削減でございます。それから、節3の職員手当等、共済費につきましても、それぞれ職員の異動によるものでございます。節19の負担金、補助及び交付金でございますが、新たに191万4,000円の増額の補正でございますが、こちらにつきましては、町内の私立保育園の保育士の処遇改善を行うものでございますが、後ほどこれも歳入のところで御説明いたしますが、財源といたしましては、県の支出金191万4,000円を財源といたしておりまして、これは、県の安心子ども基金による事業の基金を活用するものでございます。

次に、款4衛生費、項2清掃費、目1清掃総務費でございます。節2の給料でございますが、こちら職員員の異動並びに給与の削減によるものでございます。また、節3職員手当等及び節4の共済費につきましても、職員の異動によるものでございます。

次に、款5労働費、項1労働諸費、目3勤労青少年ホーム管理費でございますが、節11需用費でございます。修繕料の増額補正をお願いするわけでございますが、受電設備でございますキュービクル内のトランスの老朽化によりまして修繕が急遽必要になったということで、新たに58万6,000円の増額の補正をお願いするところでございます。

続きまして、款6農林水産業費、項1農業費、目2農業総務費でございます。こちら節2の給料、節3職員手当等、節4共済費でございますが、それぞれ職員の異動によるものでございます。

次に、目3の農業振興費でございます。節11の需用費でございますが、消耗品で8万1,000円の増額の補正でございますが、こちらは森林・環境税を活用しました事業でございますが、西濃の猟友会で新たに捕獲隊を結成していただくわけでございますが、そちらの捕獲隊に貸し出しますベスト、それから帽子等の消耗品でございますが、そちらを購入するに当たりまして8万1,000円の増額でございますが、こちらは県の絡みもございまして、財源といたしまして8万1,000円は全て県の補助で賄うものでございます。

次に、節13の委託料でございますが、こちら今申し上げましたその捕獲隊に対する業務委託料でございます。15万円を新たに追加するものでございますが、こちらにつきましても県の補助金を全て財源とするものでございます。

続きまして、目7の農地費でございます。節19の負担金、補助及び交付金でございます。41万1,000円の増額でございますが、こちらは県土地改良事業団体連合会の負担金でございますが、平成24年度の事業費の確定によりまして請求があったものでございまして、そちらを支出するために補正をするものでございます。

次に、同じく款6の農林水産業費、項1農業費、目8の農業構造改善費でございます。節19負担金、補助及び交付金といたしまして、2,600万円を新たに追加するものでございますが、こちらは競争力強化生産総合対策事業費補助金という名称の事業でございますが、具体的には西美濃農業協同組合さんでございますが、南部のライスセンターに玄米の色彩選別機を設置する事業に対する補助金でございます。こちらにつきましては、消費税を除いた事業費の2分の1を国の財源でもって補助をしていくものでございます。

次に、款7商工費、項1商工費、目2の商工振興費でございます。節13の委託料、こちらも新たに1,290万円の増額の補正を行うものでございますが、現在進めております企業誘致候補予定地の離山でございますが、そちらの周辺の開発をするに当たりまして、基本的な計画等を策定する必要が出てまいりましたので、そちらの経費等につきまして新たに1,290万円の増額の補正をお願いするところでございます。

次に、節19負担金、補助及び負担金でございますが、こちらは住宅リフォームの促進事業費の補助金でございます。7月までの実績に基づきまして、今年度の見込みを1,200万円とさせていただきますまして、既決額500万円に対しまして、その差額でございますが、700万円の増額の補正をお願いするところでございます。

次に、款8土木費、項2道路橋りょう費、目3の道路新設改良費でございます。節13の委託料でございますが、こちらにつきましては、490万円を新たに増額させていただくものでございますが、こちらにつきましては、出屋敷踏切の道路改良ほかの測量設計等の委託料でございます。490万円を新たに補正するものでございます。

次に、節15の工事請負費でございますが、こちらにつきましては、別途資料として配付しております道路の舗装改良、路側改良に要する経費でございますが、新たに7,200万円を計上するものでございます。

次に、節18の備品購入費でございますが、デジタルカメラが故障をいたしまして修理不能となりましたので、少額でございますが1万8,000円の増額の補正を新たにするものでございます。

次に、節22の補償、補填及び賠償金でございます。90万円を新たに追加させていただくものでございますが、物件移転補償費でございます。こちらは道路改良に係ります電柱の移転補償2本分でございますが、補償として補正予算を計上させていただくものでございます。

次に、目4橋りょう維持費でございます。節13の委託料200万円をこちらも新たに追加するものでございますが、橋りょう耐震補強測量設計業務委託料でございますが、対象となる橋梁につきましては、岩手五明地内にかかっております五明橋の測量設計でございます。

次に、節15の工事請負費でございます。700万円を新たに増額の補正をさせていただくものでございますが、こちらにつきましては、市之尾橋の耐震補強工事の工事費でございます。

同じく土木費、項3河川費、目2の河川維持費でございますが、節13の委託料でございます。こちらにも新たに330万円の増額の補正でございますが、垂井金福地地内の水路の測量設計を行うものでございます。

次に、節15の工事請負費でございますが、こちらにも740万円の追加の補正でございますが、こちらは梅谷地内の西谷川河川整備の工事の経費でございます。

次に、同じく款8土木費、項4都市計画費、目6の街路事業費でございますが、節13の委託料でございます。こちらにつきましては、現状は今、県道養老垂井線でございますが、都市計画路線名が府中栗原線でございます。そちらの拡幅整備の検討資料を策定する業務委託料として、新たに233万1,000円の増額をお願いするところでございます。

続きまして、款9消防費、項1消防費、目2消防施設費でございます。こちらにつきましては、財源更正でございますが、表佐分団のポンプ自動車の更新に伴いまして、旧ポンプ自動車を売り払いました。売り払い先につきましては、クラレプラスチック株式会社のほうへ10万円で売り払ったものでございまして、そちらの財源更正をするものでございます。

次に、款10教育費、項2小学校費、目2の教育振興費でございます。節18の備品購入費でございます。こちら義務教育教材備品でございますが、特に理科教育教材備品につきまして追加要望がございました。そういった関係から今回、義務教育教材備品といたしまして、220万円の新たな増額の補正をお願いするところでございます。

次に、目3の学校建設費でございます。節23の償還金、利子及び割引料でございますが、過年度分の国庫支出金返還金でございますが、こちらにつきましては、昨年度実施いたしました府中小学校太陽光発電設備の設置事業についてのものでございまして、88万5,000円の増額の補正を行うものでございます。

続きまして、款10教育費、項3中学校費、目1の学校管理費でございますが、節19の負担金、補助及び交付金でございます。こちらにつきましては、東海大会及び全国大会出場の補助金でございますけれども、県大会等の結果によりまして、大変喜ばしいことでございます。多数の生徒さんが東海大会・全国大会へ出場していただくことになりました。それで、旅費、宿泊料等について年間の見込み額を61万8,000円とさせていただきまして、既決額40万円に対し21万8,000円の増額の補正を行うものでございます。

次に、目2の教育振興費でございます。節18の備品購入費でございますが、こちらにも新たに80万円を追加の補正をさせていただくわけでございますが、先ほど小学校費でも説明させていただきまして、理科教育設備備品の購入に充てるものでございます。

次に、款教育費、同じく項4の幼稚園費、目1の幼稚園費でございますが、節2の給料につきましては、職員の異動と給与の削減によるものでございます。節3及び節4の共済費につきましては、それぞれ職員の異動によるものでございます。

続きまして、同じく款10の教育費、項5の社会教育費、目3の公民館費でございますが、節11の需用費についてでございます。こちらは、それぞれ地区公民館あるいは中央公民館、老朽化に伴いまして、新たに修繕が必要な箇所が出てまいりました。そういったことで、168万円を新たに補正させていただくものでございます。

次に、節13の委託料でございますが、外壁タイルの打診調査業務委託料でございます。こちらにつきましては、中央公民館、それから東公民館が外壁がタイル張りになっておりまして、その関係で調査を行うものでございますが、こちらにつきましては、建築基準法に基づきます特殊建築物調査の結果によりまして、西濃建築事務所のほうから外壁タイルの打診調査の実施が求められたわけでございます。その結果に基づきまして、その調査を行うものでございます。

次に、節18につきましては、備品購入費、デジタルコピー機でございますが、いわゆるコピー機の購入でございます。表佐公民館のコピー機が相当老朽化してまいりまして、部品等がないということから新たに購入するものでございます。

次に、目6の文化会館費、節13の委託料でございますが、こちら先ほど公民館費の委託料で御説明いたしましたように、西濃建築事務所からの実施の要求によりまして、外壁タイルの打診調査業務でございます。新たに220万5,000円の追加でございます。

続きまして、同じく款10教育費、項6の保健体育費、目1の保健体育総務費でございますが、節2の給料、こちらにつきましては、職員の異動及び給与の削減によるものでございます。節3職員手当等、節4の共済費につきましては、それぞれ職員の異動によるものでございます。節19の負担金、補助及び交付金でございますが、こちらにつきましても、新たに50万円を追加補正させていただくものでございますが、こちらそれぞれ全国大会に出場される方の助成金でございますが、年間の見込み額を180万円とさせていただきまして、既決額130万に対して新たに50万円とさせていただくものでございます。

次に、目2の体育施設費でございます。節11の需用費24万円の増額の補正でございますが、こちらは修繕料でございますが、北部グラウンドのトイレの外部の軒天の破損でございます。こちらの修繕費に24万円の増額をさせていただくものでございます。

続きまして、歳入でございますが、6ページをごらんいただきたいと存じます。

款13国庫支出金、項1国庫負担金、目2民生費国庫負担金でございます。こちらにつきましては、節9の障害者介護給付費等負担金でございますが、73万6,000円を新たに受け入れるものでございますが、こちらは先ほどの民生費のところでも説明いたしました補装具の交付事業の財源といたすものでございまして、事業費が147万1,000円の追加でございますが、そちらの2分の1の割合でございますが、73万6,000円の、端数を調整しておりますが、73万6,000円の増額の補正でございます。

次に、項2の国庫補助金でございますが、目7の土木費国庫補助金でございます。節11の耐震改修等事業国庫補助金でございますが、349万9,000円の増額の補正とするものでございますが、こちらは表佐保育園の耐震補強計画の策定業務並びに文化会館の耐震補強実施計画業務に

対する事業費の補助金でございまして、349万9,000円を新たに追加するものでございます。

次に、目9の教育費国庫補助金でございまして、節1の教育費国庫補助金といたしまして、こちら150万円を新たに補正するものでございまして、理科教育設備備品の補助金でございまして、小学校費・中学校費合わせまして300万円の事業費でございまして、その2分の1でございまして、150万円を受け入れるものでございます。

次に、款14県支出金、項1県負担金、目2の民生費県負担金でございまして、節13の障害者自立支援給付費負担金でございまして、36万8,000円を新たに受け入れるものでございまして、こちらは国庫補助金のところでも説明いたしましたように、補装具の交付事業に対する県からの補助金でございまして、事業費に対する4分の1でございまして、こちらも端数調整をさせていただいております。

次に、同じく款県支出金、項2の県補助金、目2の民生費県補助金でございまして、節2の児童福祉費県補助金といたしまして、206万4,000円を新たに受け入れるものでございまして、先ほども歳出のところでも御説明させていただきましたように、保育士等の処遇改善臨時特例事業補助金でございまして、私立保育園への補助金につきましては191万4,000円ということで、こちら10割でございまして、あと15万円につきましては、事務費に充てるものということで15万円がございまして、合計いたしまして、206万4,000円の補助金を県から受け入れるものでございまして。

次に、同じく款県支出金、項2県補助金でございまして、目5の農林水産業費県補助金、節1の農業費県補助金でございまして、清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金でございまして、23万1,000円を新たに受け入れるものでございまして、こちら先ほど申しましたように、西濃地区で捕獲隊を結成する事業に対する補助金でございまして、23万1,000円でございまして。

次に、競争力強化生産総合対策事業補助金でございまして、先ほども歳出のところでも説明をいたしましたように、西美濃農業協同組合が設置します南部ライスセンターに設置する玄米の色彩選別機の設置事業に関する国からの補助金を県を經由して受け入れるものでございまして、2,600万円、合計で2,623万1,000円の新たな増額補正を行うものでございまして。

次に、款15財産収入、項2財産売払収入、目2の物品売払収入でございまして、節1の物品売払収入10万円でございますが、先ほど歳出のところでも財源更正を行いました公用車の売り払い収入ということで、消防ポンプ自動車の売り払いによるものでございまして。

次に、款18繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金でございまして、こちらにつきましては、財源の確保並びに収支の均衡を保つために、前年度繰越金といたしまして8,650万円の補正をお願いするものでございまして。

なお、あわせて15、16ページにつきましては、それぞれ給与費明細書を掲載してございまして、またこちらにつきましてはお目通しをいただきたいと存じます。

以上、私のほうからの補足説明とさせていただきます。よろしく御理解いただきますよう、お願いをいたします。

議長（栗田利朗君） 住民課長 片岡兼男君。

〔住民課長 片岡兼男君登壇〕

住民課長（片岡兼男君） 私のほうからは、住民課の所管に係ります議第67号 平成25年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）と議第68号 平成25年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について補足説明をさせていただきます。

初めに、議第67号 平成25年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）ですけれども、表紙の第1条ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ814万1,000円を追加させていただきまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ30億6,514万1,000円とするものです。

それでは細部につきましては、6ページの歳出から御説明させていただきます。

款3項1が後期高齢者支援金等の目1後期高齢者支援金と目2後期高齢者関係事務費拠出金のそれぞれ節19が負担金、補助及び交付金についてですが、これにつきましては、社会保険診療報酬支払基金に納付するものです。平成25年度分の後期高齢者支援金等の額が確定いたしましたので、当初予算額に対しまして、不足分のそれぞれ338万3,000円と4,000円の増額補正をお願いするものです。

続きまして、款4項1が前期高齢者納付金等の目1前期高齢者納付金と目2前期高齢者関係事務費拠出金のそれぞれ節19が負担金、補助及び交付金についてですが、これにつきましても、社会保険診療報酬支払基金に納付するもので、平成25年度分の前期高齢者納付金等の額が確定しましたので、当初予算額に対しまして、不足分のそれぞれ15万2,000円と5,000円の増額補正をお願いするものです。

続きまして、款11諸支出金、項1目1が償還金及び還付加算金、節23償還金、利子及び割引料について459万7,000円の増額補正をお願いするものです。これにつきましては、国からの負担金と社会保険診療報酬支払基金からの交付金について平成24年度分の額の確定に伴いまして精算を行うもので、過年度国県支出金返還金が156万2,000円と過年度療養給付費交付金返還金が303万5,000円をそれぞれ国及び社会保険診療報酬支払基金に返還するものです。

続きまして、歳入ですが5ページをごらん願います。

款10項1目1節1が繰越金の814万1,000円の追加でございますが、前年度の繰越金により収支の均衡を図った次第です。

以上が、議第67号 平成25年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議第68号 平成25年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について補足説明をさせていただきます。

表紙の第1条ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ17万9,000円を追加させていただきまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億8,717万9,000円とするものです。

それでは、細部につきましては、6ページの歳出から御説明させていただきます。

款2項1目1が後期高齢者医療広域連合納付金、節19が負担金、補助及び交付金の17万

9,000円ですが、これにつきましては、岐阜県後期高齢者医療広域連合会へ納付する保険事業費負担金ですが、連合会より追加納付の請求がございましたので、当初予算額に対し不足分の増額補正をお願いするものです。

続きまして、歳入ですが、5ページをごらん願います。

款5項1目1節1が繰越金の17万9,000円の追加ですが、前年度の繰越金により収支の均衡を図った次第です。

以上、議第68号 平成25年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の補足説明とさせていただきます。

以上が住民課に係ります2つの特別会計の補正予算についての補足説明です。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長(栗田利朗君) お諮りいたします。

ただいま議題となっております各議案は、精読のため審議を延期することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第62号から議第68号までの各議案は、精読のため審議を延期することに決定しました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

午前11時01分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 栗 田 利 朗

会議録署名議員 江 上 聖 司

会議録署名議員 中 村 ひ と み